

副
本

平成28年(ワ)第468号
原告 小坂正則 外263名
被告 四国電力株式会社

平成28年10月31日

答 弁 書

大分地方裁判所民事第1部 御中

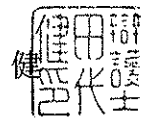
〒760-0026 高松市磨屋町7番地5

田代法律事務所

電 話 087-822-6099

F A X 087-822-6069

被告訴訟代理人弁護士 田 代



〒760-0026 高松市磨屋町6番地5

のぞみビル2階

弁護士法人のぞみ総合法律事務所

電 話 087-811-0177

F A X 087-811-0166

被告訴訟代理人弁護士 兼 光 弘



同弁護士 松 繁



〒870-0033 大分市千代町二丁目1番23号

弁護士法人アゴラ (送達場所)

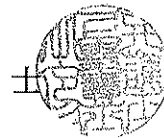
電話 097-537-1200

FAX 097-536-2000

被告訴訟代理人弁護士 生 野 裕



同弁護士 上 野 貴



本案前の申立て

- 1 原告池田年宏，原告松山家久及び原告河野康臣の訴えを却下する。
- 2 前項に係る訴訟費用は原告池田年宏，原告松山家久及び原告河野康臣の負担とする。
との裁判を求める。

本案前の主張

- 1 原告らは，訴状において，被告の伊方発電所（以下「本件発電所」という。）2号機及び3号機を運転することが，平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震の影響により発生した東京電力株式会社の福島第一原子力発電所事故のような深刻な事故を発生させ，原告らの人格権を侵害するおそれのある行為だと主張し，本件発電所2号機及び3号機の運転差止めを求めている。
- 2 原告池田年宏，原告松山家久及び原告河野康臣は，被告に対し，松山地方裁判所に本件発電所の運転差止めを求める訴訟（池田年宏及び松山家久については松山地方裁判所平成23年（ワ）第1291号，河野康臣については松山地方裁判所平成24年（ワ）第441号）を提起し，同訴訟において，本件発電所で深刻な事故が発生する可能性が高いものとして，本件発電所1号機，2号機及び3号機を運転することが人格権を侵害するおそれのある行為だと主張し，本件発電所1号機，2号機及び3号機の運転差止めを求めている（乙1，乙2）。
- 3 したがって，人格権に基づき本件発電所2号機及び3号機の運転差止めを求める原告池田年宏，原告松山家久及び原告河野康臣の請求は，上記松山地方裁判所に係属する本件発電所の運転差止めを求める訴訟との関係で

二重起訴に当たるから、民事訴訟法142条に反する不適法な訴えとして却下されるべきである。

請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

請求の原因に対する認否及び被告の主張

追って認否及び主張を行うが、被告の主張の概要は以下のとおりである。

1 本件発電所の必要性

原子力発電は、安全の確保に細心の注意を払う必要はあるものの、「供給安定性」、「経済性」、「環境性」のいずれにおいても優れた電源であり、エネルギー基本計画においても「重要なベースロード電源」と位置付けられている。

2 本件発電所における安全確保の考え方

原子力発電所における安全確保とは、放射性物質による周辺公衆への影響を防止する観点から、放射性物質が大量に放出される事態を防止することであり、本件発電所においては、五重の壁（ペレット、燃料被覆管、原子炉容器、原子炉格納容器、コンクリート遮へい壁）により放射性物質を発電所内部に閉じ込めている。そして、以下に述べる安全確保対策を講じることによりこれを維持している。

3 自然条件に係る安全性

本件発電所の周辺の自然条件について徹底した調査を実施するとともに、

最新の科学的知見を活用しつつ、なお不確かさが残る場合には、それを安全側に考慮した上で、地震、津波等によって本件発電所の安全が損なわれることのないよう対策を講じている。

地震については、敷地前面海域に存在する中央構造線断層帯が480 kmにわたって連動する地震が発生することや、南海トラフによる地震に関して内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が想定した最大規模（マグニチュード9.0）の地震が発生することなどを想定して、「基準地震動Ss」を策定している。

また、津波については、敷地への影響が大きい中央構造線断層帯による地震による津波と地震以外の要因による津波とが重畳することなど、厳しい条件を想定した上で、「基準津波」を策定している。

さらに、本件発電所を設置している地盤が堅硬な岩盤であり十分な安定性を有することを確認するとともに、周辺斜面についても、解析評価により地震発生時にも地すべりが生じないことなどを確認している。

4 事故を防止するための安全確保対策

本件発電所においては、平常運転時に生じる放射性物質を適切に管理するとともに、事故による放射性物質の放出を防止する観点から、「深層防護」の考え方にに基づき、①放射性物質の異常放出につながるような異常が発生することを未然に防止するための対策、②仮に何らかの異常が発生した場合であっても、その異常を放射性物質の放出のおそれのある状態までには拡大させないための対策、③異常が拡大した場合であっても、放射性物質を環境に大量には放出しないための対策を講じている。そして、原子炉を「止める」、「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」機能を有する安全上重要な設備については、地震、津波等の自然現象に対する安全性を

確保した上で、設備に多重性、多様性をもたせるなどして高い信頼性を確保している。

5 福島第一原子力発電所の事故を踏まえた安全確保対策の強化

自然条件を適切に把握した上で安全確保対策を適切に講じることにより、本件発電所の安全は十分に確保されているものの、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、本件発電所3号機では、炉心損傷に至るような重大な事故が発生した場合であっても放射性物質が大量に外部に放出されることを防止できるよう対策を強化している。例えば、全交流動力電源喪失に至った場合にも炉心の冷却を継続するための対策、仮に炉心損傷が発生した場合にも原子炉格納容器の破損を防止するための対策、水素爆発の発生を防止するための対策等を講じている。

なお、その上で原子力防災対策についても、国、地方公共団体等と連携しつつ適切に対応している。

6 新規制基準への適合

平成25年7月8日、本件発電所3号機に関する安全確保対策が新規制基準に適合していることの確認を求める各種申請を原子力規制委員会に対して行い、原子炉設置変更許可申請、工事計画認可申請および保安規定変更認可申請のいずれについても、新規制基準に適合していることの確認を受けている。

また、本件発電所2号機については、本件発電所3号機と同様に安全確保対策を強化し、新規制基準に適合していることが確認されるまで運転することはない。

以上